

さいたま緑のトラスト基金事務取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、さいたま緑のトラスト基金条例に規定するさいたま緑のトラスト基金（以下「基金」という。）の積立、収益金等の使途等について、必要な事項を定めることにより、基金の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(基金の基本方針)

第2条 県民が主体となり埼玉の優れた自然及び貴重な歴史的環境を保全する活動（以下「緑のトラスト運動」という。）を推進するため、県民と県とが一体となって基金を積み立てる。

(基金の内容)

第3条 基金は、①現金、②基金により取得した財産、③寄贈、遺贈を受けた財産、④その他、とする。

(基金の積立額)

第4条 基金は、昭和60年度から100億円の積立を目標とする。

(基金の積立方法)

第5条 基金は、埼玉県の出金及び民間企業、各種団体、個人等広く一般県民からの寄附金をもって積み立てるものとする。

2 寄附金は返還しないものとする。ただし、次のものからの寄附金については、受入れを認めず、又は收受した寄附金を返還する。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- 三 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39条）第3条第2項にいう暴力団関係者をいう。）
- 四 その他特別な事情があると認められるもの

(寄附の手続)

第6条 基金に対する寄附受入は、納付書、その他の方法により行うものとする。

(基金への積立時期)

第7条 基金として積み立てる時期は次のとおりとする。

- (1) 一般会計繰出金 支出決定による
- (2) 寄附金 1月及3月。ただし、寄附の状況により必要な場合はその都度積み立てるものとする。
- (3) 運用益金 3月

(寄附台帳の整備)

第8条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附台帳を整備し、永久保存するものとする。

(寄附者に対する措置)

第9条 寄附者からの寄附金を受け入れたときは、その都度、寄附者に対して礼状を送付するものとする。

2 寄附者の氏名は、必要に応じ各種報道機関に資料提供し、その広報に努めるものとする。

3 寄附者には、別に定めるところにより、感謝状を贈呈するものとする。

(基金の管理)

第10条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金により取得した財産及び寄贈、遺贈を受けた財産は、他の目的への転用及び現状変更は行わない。

3 基金により取得した財産及び寄贈、遺贈を受けた財産は、緑のトラスト運動の趣旨に反しない範囲で、必要に応じ施設の整備を行い県民一般の利用に供する。

4 基金の財産は、次の方法により管理する。

(1) 基金の取得した財産は、財産台帳を整備し、永久保存するものとする。

(2) 台帳には、基金により取得した財産、寄贈、遺贈を受けた財産、その他の財産を記帳し、管理するものとする。

(3) 基金の財産は、金額で評価し、その評価は時価とする。

(基金の使途)

第11条 基金は、次に掲げる経費に充てるものとする。

(1) 土地、建物等の買収による取得経費及びその取得した財産と寄贈、遺贈を受けた財産保全のための管理に係る経費

(2) 緑のトラスト運動に係る、普及啓蒙活動のための経費

(3) 緑のトラスト運動に関する、調査研究に係る経費

(4) 緑のトラスト運動に係る、ボランティアの指導及び育成のための経費

(5) 地域トラストに対する指導、援助のための経費

(6) 基金管理のための経費

(財産の取得及び管理)

第12条 基金により財産を取得するとき及び寄贈、遺贈により財産を受入れるとき又は処分するときは、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会の理事と学識経験者で構成するトラスト検討会の意見を聴するものとする。

(基金制度等の広報)

第13条 この制度の活用を図るため、市町村、関係団体等を通じ、その趣旨、制度等の広報に努めるものとする。

(基金の事務処理)

第14条 基金の事務は、埼玉県環境部みどり自然課で処理する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。